

65歳以上で
5歳刻みの年齢の方へ

帯状疱疹ワクチン定期予防接種のお知らせ

令和7年4月1日より、帯状疱疹ワクチン予防接種が定期接種となります。

定期接種の対象者及び自己負担額は以下のとおりです。

予防接種を希望する方は、医療機関にご予約の上、医師から十分に説明を聞き、効果や副反応等についてよく理解・納得した上で接種を受けてください。接種は自らの意思と責任で、接種を希望する場合に行います。

（※）対象者の方には令和7年4月以降に個別に通知を送付する予定です。

通知が届く前に接種を希望される方には、**予診票を発行いたしますのでは健康保険課までご連絡下さい。**

■接種を受ける方が、2種類のワクチンのうちいずれかを選んで接種します。

対象者	1 年度内に65歳になる方（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方） 2 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級相当） 3（経過措置対象者）年度内に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方 ※100歳以上の方は令和7年度に限り対象となります。	
ワクチンの種類	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）	乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）
接種回数	1回	2回
自己負担額	1回あたり 4,000円	1回あたり 11,000円 × 2回
	※生活保護受給の方は無料	
接種期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
実施医療機関	決まり次第、個別通知または町ホームページ等でお知らせします。	
注意事項	・定期接種の対象者が既に任意接種として乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）を1回接種している場合、2回目の接種を定期接種として接種できます。 ・既に乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）を接種した方は、乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）の接種はできません。 ・ワクチンの種類によって接種回数が異なります。助成が受けられる回数を超過して誤って接種してしまった場合の接種費用は全額自己負担（乾燥弱毒生水痘ワクチン約8,500円、乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン約23,000円）となりますので、よく確認してから接種してください。	
接種に必要なもの	(1)予診票 ※予防接種には、西原町が発行した予診票が必要です。(2)本人確認ができるもの（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等） (3)接種の記録ができる物（健康手帳やお薬手帳） ・生活保護を受給されている方 ⇒ 「被保護証明書」を提示 ・対象者の2に該当する方 ⇒ 「身体障害者手帳」を提示	

満65歳以上の非課税世帯の方へ

～加齢性難聴者に対する補聴器購入費用を助成します！～

西原町に住所を有する方で、補聴器の使用が必要と認められる方に補聴器の購入費用の一部を助成します。

1. 対象者 ①～③をすべて満たす方

①申請時に「満65歳以上」で住民税非課税世帯の方

②聴力が下記の基準を満たした方で、医師からの補聴器が必要と判断された方

四分法において両耳が50デシベル以上、又は片側の耳が40デシベル以上でかつもう片方の耳が80デシベル以上の方

③他の制度（身体障害手帳など）で補聴器の補助・交付を受けられない方

2. 助成内容

補聴器本体1台分の購入費として、一人上限2万5千円まで

3. 令和7年度の受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし予算（およそ20名分）が無くなり次第、年度途中でも終了します。

4. 申請の流れ

①福祉課で相談 ⇒ ②医師から意見書の徴取 ⇒ ③助成決定 ⇒ ④補聴器購入 ⇒ ⑤領収書等の提出 ⇒ ⑥助成金の振込

5. その他

助成の対象となるか確認が必要ですので、必ず事前に福祉課で相談を受けてください。助成決定前に補聴器を購入した場合は、対象外です。

問い合わせ先：福祉課 社会福祉係 TEL：098-945-4791

令和7年度 集団健診のお知らせ【特定健診、胃・肺・大腸がん検診】

場所

西原町保健センター（西原町役場）

受付時間

8:00～11:00

自己負担額

特定健診：(40歳以上) **無料**（20代30代）**1,300円**
胃がん：(偶数年齢) **1,000円** 肺がん：**400円** 大腸がん：**600円**
心電図：**1,430円** (65歳以上国保加入者) **無料**



日程		対象行政区	Web予約	電話予約
			西原町ホームページ (右上二次元コード参照)	電話番号 098-889-6492 (沖縄県健康づくり財団)
5/21	水	我謝、小那覇、与那城、 県営西原団地、津花波、 呉屋、嘉手苅、県営幸地高層住宅	4/1(火)～4/11(金) 24時間対応	4/9(水)～4/11(金) 8:30～12:00、13:00～16:00
6/11	水	翁長、幸地、小波津、 西原ハイツ、西原台団地、 千原、県営坂田高層住宅、桃原	4/12(土)～4/25(金) 24時間対応	4/23(水)～4/25(金) 8:30～12:00、13:00～16:00
7/10	木	上原、兼久、池田、坂田、 県営内間団地、森川、 徳佐田、幸地ハイツ	4/26(土)～6/11(水) 24時間対応	6/9(月)～6/11(水) 8:30～12:00、13:00～16:00
8/15	金	平園、棚原、小橋川、美咲、 小波津団地、安室、内間、 掛保久	6/12(木)～7/16(水) 24時間対応	7/14(月)～7/16(水) 8:30～12:00、13:00～16:00

問い合わせ先: 健康保険課 保健予防係 TEL：911-9163

4月2日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

発達障が

いってなんだろう？

発達障がい

は、脳の機能の発達が関係する障害です。

主な特徴としては、コミュニケーションや対人関係を作るのが苦手とされています。

「自分勝手」や「変わった人」、「困った人」と誤解されることがや、避けられることも多く、そのせいで苦しむ人も少なくないと思います。

発達障がいの原因は、「親のしつけ」「わがまま」「教育の問題」ではなく、脳の機能の障害によるものだと思えることができれば、接し方も違ってくると思います。

発達障がいがあるといっても、障がいの種類や程度によっても違います。

年齢や性格などによっても、現れかたは違います。生活の中で困難なこと、苦手なことも一人一人違います。そのため、一人一人の特徴にに応じて配慮したり、支援したりしていくことが重要となります。

発達障がいがある人に対して配慮していただきたい基本的なポイントについて一部をご紹介します。

◎できたことをほめる／できないことを叱らない

ほかの人が簡単にできることでも、上手にできないことがあります。

本人ができないことや失敗したことを叱ったりすると、本人が「自分はだめだ」と落ち込んでしまったり、他の人や社会のせいにして批判的・攻撃的な行動傾向が強まる可能性があります。

注意をする場合は、努力している点やうまく行っている点をほめたうえで、できなかったところは、どのようにすればもっとよくなるかを肯定的、具体的に伝えましょう。

◎善悪やルールをはっきりと教える

発達障がいのある人は、暗黙の了解や社会のルールが分からないことがあります。

いけないことや迷惑なことははっきり教えましょう。

注意したり、叱ったりするだけでは、どうしたらよいのか分からないので、具体的にどのようにしたらよいかを教えましょう。

発達障がいがある場合、早めに障害に気づき、適切な療育につなぐことで、社会に適応する能力を身につけ、様々な能力を伸ばしていくことができます。

※政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」(https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/#firstSection)を加工して作成。

問い合わせ先：福祉課障がい支援係 TEL：098-945-4791

11

広報にしはら No.638 R7.4.1

マイナンバーカードをお持ちの方は、土日でも、役場にいかなくても、コンビニで住民票等が取得できます！

10

広報にしはら No.638 R7.4.1